平成30年4月から
国民健康保険制度が変わります！

これからも
みなさまが安心できる国保を、
栃木県と市町で支えて
いきます

国民健康保険（国保）は市町それぞれが保険者となって運営していましたが、
将来にわたって国保を守っていくために、平成30年4月から栃木県もその運営に加わりました。

新しい国保のしくみ

栃木県も市町とともに国保の運営を担います

- 財政基盤の強化のため、国からの財政支援が拡充（全国で毎年3,400億円）されます。
- 県は財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。
- 市町は引き続き、資格確認や保険税（料）の決定、収納、保健事業などを担いますので、**申請や各種届け出先は、これまでどおり、お住まいの市町で変わりません**。

高額療養費の多数回該当が栃木県内で通算されます

平成30年4月からは、栃木県内のほかの市町へ転居した場合でも資格は継続します（被保険者証は転居後の市町で改めて交付します）。

これに伴い、過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、栃木県内のほかの市町への転居で、**転居後も同じ世帯であることが認められたとき**は、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることになります。

平成30年8月から 被保険者証の様式が変わります！

平成30年7月31日まで

70歳未満の方

70歳以上75歳未満の方

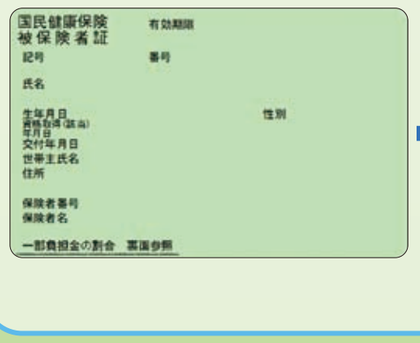

＋

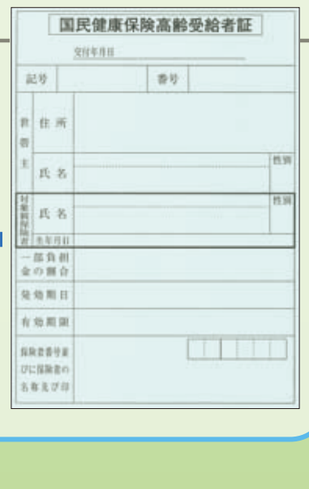

新 平成30年8月1日から

70歳以上75歳未満の方は被保険者証と高齢受給者証が一体化されます！

◎制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。

栃木県市町国民健康保険・栃木県国民健康保険団体連合会